

行 政 法 (50 点)

A は、廃石綿等を含む特別管理産業廃棄物処理業を営むため、Y 県知事に対して産業廃棄物処理施設の許可を申請した。その際的生活環境影響調査（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）15 条 3 項）の対象地域に居住する X1 と、対象地域には含まれないものの、Y 県の担当課が策定した Y 県産業廃棄物処理施設設置要綱による意見書提出が可能な関係地域に居住する X2 は、同施設の設置によって自らの生命・健康への被害や生活環境の悪化のおそれがあるとして、Y 県知事に対して設置反対の意見書を提出した。しかし Y 県知事は、A の申請が許可要件を満たすとして施設設置許可を与えた。その後、A は特別管理産業廃棄物処理業の申請を Y 県知事に対して行い、知事はこの許可を与えた。

A が操業を開始して 1 年後、石綿問題を取材していた地元のテレビ局が、専門家の協力を得て A の施設周辺の大気中の石綿の総繊維数濃度を調査したところ、極めて高濃度の石綿が周辺地域に飛散していることが確認された。この調査結果を受けて、X1 と X2 は、Y 県に対して A の特別管理産業廃棄物処理業の許可を取り消すように求めたいと考えた (①)。

Y 県は、A に対する許可取消しも措置命令も行わなかった。それから 15 年が経過した後、X1 と X2 は悪性中皮腫と診断され、A の営む処理施設からの石綿が原因であることが強く疑われた。そこで X1 と X2 は、Y 県に対して損害賠償を求めようと考えている (②)。

問 1 ①の時点で X1・X2 が A に対する特別管理産業廃棄物処理業許可の取消し（廃掃法 14 条の 6、同法 14 条の 3 の 2）を求める訴訟を提起する場合、その訴訟要件を充足するか。X1・X2 の原告適格の有無及び「重大な損害を生ずるおそれ」（行政事件訴訟法 37 条の 2 第 1 項）の存否に絞って検討しなさい。

問 2 ②の時点で X1・X2 が Y 県に対して規制権限不行使を理由に国家賠償訴訟を提起する場合、その成否を検討しなさい。ただし、因果関係及び除斥期間については論じる必要はない。

【参照条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2～3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類
その他政令で定める廃棄物

二 （略）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 （略）

（産業廃棄物処理業）

第 14 条 （略）

2～4 （略）

5 都道府県知事は、第 1 項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ～ヘ （略）

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～9 （略）

10 都道府県知事は、第 6 項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

11～17 （略）

（事業の停止）

第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第5項第1号又は第10項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき。

三 第14条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第14条の3の2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一～六 (略)

2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(特別管理産業廃棄物処理業)

第14条の4 (略)

2～5 (略)

6 特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその特別管理産業廃棄物を処分する場合に限る。)その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～9 (略)

10 都道府県知事は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

11～18 (略)

(準用)

第14条の6 第14条の3及び第14条の3の2の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第14条の3第2号中「第14条第5項第1号又は第10項第1号」とあるのは「第14条の4第5項第1号又は第10項第1号」と、同条第3号中「第14条第11項」とあるのは「第14条の4第11項」と、第14条の3の2第1項第5号中「前条第1号」とあるのは「第14条の6において準用する前条第1号」と、同項第6号中「第14条第1項若しくは第6項」とあるのは「第14条の4第1項若しくは第6項」と、「第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5第1項」と、同条第2項中「前条第2号又は第3号」とあるのは「第14条の6において読み替えて準用する前条第2号又は第3号」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

第15条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第2号から第7号までに掲げる事項が、過去になされた第1項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第1項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第2項第1号から第4号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(同項ただし書に規定する場合にあっては、第2項の申請書)を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。

6 第4項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(許可の基準等)

第15条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

2～5 (略)

(措置命令)

第19条の5 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(第19条の3第3号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者(その者の委託により収集、運搬又は処分を行った者を含む。)である場合にあっては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第19条の8において同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第19条の8において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(第11条第2項又は第3項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行った市町村又は都道府県を除く。)

二～五 (略)

2 (略)

〇Y 県産業廃棄物処理施設設置要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物処理施設等の設置、構造又は規模の変更に関し必要な指導等を行うことにより、紛争の予防、調整等を図るとともに、産業廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(7) 関係地域 産業廃棄物処理施設等の設置に伴い、生活環境に影響を生ずるおそれのある地域として知事が指定した区域をいう。ただし、産業廃棄物処理施設等の設置場所から当該区域の周縁部までの距離が500メートルに満たない部分については、当該設置場所から500メートルまでの区域とする。

(8) 関係住民 関係地域内に居住する者（工場又は事業場等を有する者を含む。以下同じ。）をいう。

（事前協議）

第7条 設置者は、法第15条第1項又は第15条の2の6の規定に基づく許可の申請（以下「許可の申請」という。）をしようとするとき、又はその他の産業廃棄物処理施設の設置に係る工事（以下「工事」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ当該産業廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する保健所の長（以下「所長」という。）に協議しなければならない。

（関係地域等の決定）

第8条 事前協議を受けた所長は、事前協議書をもとに関係地域を決定するものとする。

2 所長は、関係地域の決定に際して、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等の意見を聴くものとする。

（意見書の提出）

第11条 関係住民は、所長に対して、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の見地から、産業廃棄物処理施設の立地に関する意見書を提出することができる。

2 所長は、関係住民の意見書の内容を考慮し、事前協議の内容に反映させるものとする。

（事前協議完了の通知）

第14条 所長は、事前協議書の内容が生活環境の保全に配慮されていると認めるときは、事前協議が完了した旨を設置者に通知するものとする。

（行為の制限）

第15条 設置者は、前条の通知を受けた後でなければ、許可の申請をし、又は工事に着手してはならない。